

United Nations, Security Council

Sponsors : United States of America, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

Topic : "Iraq-Kuwait"

安全保障理事会は、

そのすべての関連決議、特に

S/RES/661 (1990)、S/RES/678 (1990)、S/RES/686 (1991)、S/RES/687 (1991)、S/RES/688 (1991)、S/RES/707 (1991)、S/RES/715 (1991)、S/RES/986 (1995)、S/RES/1060 (1996)、S/RES/1115 (1997)、S/RES/1134 (1997)、S/RES/1137 (1997)、S/RES/1284 (1999)、S/RES/1441 (2002) ならびに、安全保障理事会議長のすべての関連声明を想起し、

米国における 2001 年の 9.11 同時多発テロ事件を始め、テロへの関心が高まっている現状に鑑み、アフガニスタンのみならずイラクにおいてもそのようなテロ組織が活動基盤を固めている可能性があることおよびイラクに大量破壊兵器が存在する可能性があることを遺憾とし、

イラク政府の大量破壊兵器の保持の真偽を調査するために設けられた、国際連合監視検証査察委員会 (United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission, 略称 UNMOVIC) 及び IAEA による査察に対し、イラク政府が非協力的であることもまた遺憾とし、

2001 年以来継続中のアフガニスタン戦争で、9.11 実行犯テロ組織の撲滅のためにアフガニスタンへの軍事介入をしてきたが、イラクもこのテロ組織を匿っている可能性が十分にあり、UNMOVIC による査察に対するイラク政府の非協力的態度がゆえに、安全保障理事会はイラク国内の現状を正確に把握することが困難であり、テロ組織とイラクの結びつき、及び大量破壊兵器の存在の可能性が否定できないことを懸念し、

9.11 同時多発テロ事件は米国とテロ組織との間に止まる問題ではなく、国際社会全体において共有されるテロという脅威であることに注意し、

イラク国民及びイラクに居住するクルド人は腐敗した政権とテロ組織双方の脅威にさらされており、国民及びクルド人の安全が損なわれていることを遺憾とし、

現状を鑑みるに、もはや時間的猶予はなく、有効性の疑わしい査察を無期限に継続する以外の有効な措置の考案が必要であることに注意し、

テロ組織の存在及びイラク政府の腐敗はイラク国内のみの問題であることに止まらず、中東地域全体の安全を脅かす案件であることと認識し、

1. 元来イラク政府に対する最後通牒的な性格を有していた S/RES/1441 における、以下 2 点の不足事項を補填する内容として、この決議案は機能するということを宣言する；

- a) イラクにおける査察の強化
- b) イラク政府の決議案不履行の場合の強制措置の発動の必要性

2. S/RES/1284 や S/RES/1441 を初めとするこれまでのイラクへの協力要請に対しイラク政府が非協力的であったことから、本決議案においては以下の 4 つの新しい論点が必要であるということを確認する；

- a) UNMOVIC によるイラクの査察期間の上限を明確に定める
- b) 期限内に見つかった、イラクにおける大量破壊兵器を製造していると推定される施設のうち、7 割以上の兵器破棄若しくは兵器の不在が確認され次第、以後の査察継続が確定すること
- c) 本決議案 10 日以内にイラク政府が安保理に対して査察への協力を宣言しない、またはその後 120 日以内に確認された大量破壊兵器を製造していると推定される施設において兵器破棄が推定総量の 7 割未満に止まる場合、イラク政府の対応を国際秩序を乱す行為として全国連加盟国が共通認識を持つこと
- d) c) のような事態が生じた場合に限り、武力行使もやむを得ないということ

3. 上記条項の副節 d) は、イラク政府の本決議不履行に対する安全保障理事会の対応として、アラブ諸国の連帯の可能性から経済制裁のみという手法が有効でないことを受け、非常に限定された場合における最終手段としての武力行使が提示されていること、単なる結論の先延ばしではなく本決議案に武力行使を前提とした措置を明示することで高い抑止力が働くことを考慮する。また、武力行使の具体的な方法については査察期間中の話し合いによりさらに具体化していくこととする；

4. 今回の査察継続では時間的猶予がないことを考慮し、以前とは異なり早急かつ有効な手法を採るということで、以下の 5 つの論点が必要であるということを要請する；

- a) 調査人員は最低でも安保理常任理事国 5 ケ国を含む 10 カ国以上から選定することで、実態の早期明瞭化を目指すこと
- b) 調査人員を増やすこと
- c) IAEA や UNMOVIC の上層部が査察に参加することで、イラク政府の査察への協力を促すこと

d) IAEA と UNMOVIC は、本決議案採択後 2 週間以内にイラクに対して査察の実施のアウトラインの提出を要求し、そこで本決議案の査察案に対し幾ばくの協力姿勢が見出すことができるかを確認すること

e) ロシア政府により提案されている、航空機の追加による査察強化を行うこと

5. 上記条項の副節 c)は、短期間での集中的調査であることから、上層部の日程調整も比較的容易な状況であり、査察参画も現実的な案であることに留意する；

6. 査察継続期間内にイラクとテロ組織との繋がりが発見され次第、国際社会で共有されるテロの脅威との対決という目的のもと、テロ組織の掃討作戦を行うための多国籍軍が編成されることを許可する；

7. 本決議案採択後 10 日以内にイラク政府が査察に全面的に協力する意思を示さない場合または 2 の c)及び d)に該当する場合は、以下の 4 つの目的のため多国籍軍が編成され、武力行使が実現することを要請する；

a) 国際平和秩序の維持

b) 中東地域の治安維持

c) テロ組織との繋がりの有無の継続調査

d) イラク国内の民主化を、これらに限らないが以下の方法等により実現する：

i) 武力介入により、イラク政府が安全保障理事会に提供しなかった情報を開示させること

ii) 多国籍軍の管理のもとで、民主的方法を用いた大統領選挙を行い、現政権に代わる民主的政権を樹立すること

iii) 国連児童基金（United Nations Children's Fund, 略称 UNICEF）による経済的援助により次世代の教育を充実させ先進国と中東地域の格差を減らし、将来的に腐敗政権を再度生じさせないように尽力しうる人材を育成していくこと

8. 既に提案されている、査察の主任による一週間に一度の査察状況の評価に関しては、査察継続期間の半減に伴い、週二回の評価とすることを確認する；

9. 既に提案されている、三週間ごとの査察に関する報告レポートの制度を導入することを決定する；

10. 国際法の観点からは、最終手段としてのイラクに対する武力行使は、これまでに採択されてきた S/RES/678、S/RES/687、S/RES/1441 全てと整合性がとられており、イラク政府の深刻な違反により既に停戦の根拠はほとんど残されていないということに注意する；

11. 上記条項のような状況であっても、決議案 1441 には安全保障理事会による具体的な対応に関する説明に欠陥が存在したことを受け、本決議案をイラク政府への真の最後通牒とし、これの不履行の場合に限り安保理決議 678 に記されている武力行使の権限が復活することを宣言する；

12. 国連憲章が作成された時点では、昨今のような国際社会全体にとってのテロの脅威や、特定の国による大量破壊兵器の保持などの状況は想定外であったことから、国際法を平和秩序維持のための手段として再認識し、手段の目的化を防ぐ必要があることを考慮する；

13. 多国籍軍には最低でも 10 カ国以上が参加することとし、イラクの石油資源の利権など、本決議案で定められた武力行使の目的外の理由による介入権限の濫用が確実に起きぬように配慮されるべきことに注意する；

14.2 の c) 及び d) に当てはまる場合は多国籍軍による武力行使の具体的内容に関しては、国際社会全体で共有する「テロとの対決」というスローガンのもと、バアス党本部の権限縮小とそれへの介入、場合によっては戦闘が開始され、イラク国民に直接的な害が及ぶことのないよう配慮されることを宣言する；

15. 幾度も強調されている通り武力行使は最終手段であるため、全加盟国はこれの行使には十分に慎重になる必要があるが、上記の具体的な査察強化計画に対し規定の成果が出なかった場合は、各国の賢明な判断が期待される；

16. 全加盟国がこの案件に対し積極的に関心を寄せ続けることを要請する。